平成２１年（フ）第４０５号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝332番地１
債務者　境　　和枝
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
佐賀県多久市多久町3911番地
債務者　泉　林太郎
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富453番地
債務者　久保憲三郎
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
佐賀県佐賀市八戸溝２丁目８番13号
債務者　徳久エミ子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
佐賀県佐賀市神野東３丁目７番27号、申立時の住所佐賀県佐賀市光２丁目４番４号
債務者　荒川　絹子（旧姓原田）
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
佐賀県佐賀市白山２丁目６番36号
債務者　倉重　了三
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
佐賀県佐賀市白山２丁目６番36号
債務者　倉重さつき
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町302番地28　クレアール鳥栖駅前802
債務者　上田　梨加
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
長崎県長崎市白木町16番21号　白木アパート102号
債務者　田中　千寛
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
長崎県長崎市三重町481番地２
債務者　松川　英昭
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
長崎市新戸町３丁目688番地９
債務者　安谷屋隆和
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷179番地１　コーポセイエイト
債務者　香西　義一
１　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５１号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷951番地５　コーポハセガワ102、旧住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷949番地４
債務者　太田富多枝
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
沖縄県那覇市字安謝237番地19　渡嘉敷アパート302
債務者　砂川　和美
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０２号
沖縄県那覇市天久１丁目13番29号　パルフェ天久302
債務者　上田美智子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４３７号
沖縄県那覇市銘苅１丁目16番11号　ＰＡＳＴＥＬ　ＳＵＮＲＩＳＥ205
債務者　大野　尊弘
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４２０号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目25番14号　平良方
債務者　新里　梨乃
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部